阿久根市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

令和８年11月６日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

記

１　監査の対象及び期日

会　計　課　令和８年10月１日から10月９日まで

２　監査の対象事項　令和８年度の財務に関する事務執行等（令和８年８月末現在）

３　監査の結果　別紙のとおり

定期監査報告書

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

2　監査の対象

会計課が所管する令和８年度予算に係る財務に関する事務の執行等

3　監査の実施期間

令和８年10月１日から10月９日まで

4　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

⑴　事業の管理状況

⑵　事業の執行状況

⑶　財政及び出納の状況

5　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和８年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

6　監査の結果

⑴　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

⑵　意見

ア　公金の支払に係る審査について

公金の支出に係る支出命令書及び関係書類等の審査については、会計規則等に基づき、入念な審査が行われているところであり、適正な公金の支出が行われているところである。

引き続き、最終的な審査及び確認を行う部署として、適切に審査を行い、書類に不備があった場合においては、適切な指導・助言等をお願いしたい。

イ　物品調達資金制度の運営について

現在、物品調達資金制度による物品の取扱いについては、収入証紙、賞状、封筒及び収入金領収書簿冊等を取扱っているところであるが、これらの物品については、一括して購入し、売買した方が効率的であり、一定の役割を果たしていると考えている。

しかしながら、鹿児島県においては、収入証紙の販売を令和８年９月末で終了したところであり、その使用についても、令和９年３月末で終えることにしている。

このようなことから、物品調達資金による運用のあり方については、取扱う物品の品目等を含めて、見直す必要もあると考えることから、総合的に検討していただきたい。

ウ　公金の適切な管理・運用について

令和７年度における資金不足による一時借入れの実績はなく、今年度においても、９月末現在生じていない。

このことは、適切な資金計画のなかで、効率的な公金の管理・運用が行われていると認識しており、評価するところである。

ただし、年度によっては、当該年度末から出納整理期間中において、やむを得ず歳計現金が不足する事態が生じることもあると考えることから、その際は、公金の支出に支障のないように、必要な金額の一時借入れを行うなど、適切な公金の管理に努めていただきたい。

一方、基金等の運用については、公金管理委員会を開催するなどして、適切な運用を行っており、預金だけでなく、国債及び地方公共団体の公

募地方債等、信頼性の高い債券を購入することにしていることなど、安全で利回りの高い有価証券での運用も一部行っている。

引き続き、市場の動向を的確に把握しながら、適切な公金の管理・運用に努められたい。

(3) 指導事項

ア 財務事務に関する事項

特になし

イ 服務に関する事項

(ｱ) 休暇記録に関する事項

記載事項中、残日数の記載欄に記載もれのあるものがあったので、それについては、速やかに記載すること。

(ｲ) 振替（休日）勤務記録に関する事項

休日勤務を行い、その振替を行ったもので、当該勤務日を含む同一週の総勤務時間を考慮せずに処理されているものがあったので、それについては、速やかに是正すること。

(ｳ) その他の服務に関する事項

特になし